

会 議 開 催 結 果

1 会議の名称	平成22年度第1回富津市消防委員会
2 開催日時	平成22年4月23日 11時00分～11時40分
3 開催場所	富津市消防本部3階会議室
4 審議等事項	(1)富津市消防委員会条例の一部改正について
5 出席者名	(市議会議員) 平野明彦、永井庄一郎、渡辺 務 (学識経験者) 萩野 茂、大草三貴雄 (消防関係者) 石井輝之、澤田正弘 佐久間市長、森消防長、高橋総務課長、中山予 防課長、高島消防署長、小柴総務課主幹、宇山 総務課長補佐 (藤野委員、田中委員 欠席)
6 公開又は非公開の別	(公開) ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人(定員5人)
9 所管課	消防本部 総務課 総務係 電話0439(65)4902
10 会議録	別紙のとおり

消 防 委 員 会 会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
高橋総務課長	<p>< 開会 ></p> <p>本日は、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。司会進行をいたします総務課長の高橋です。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。(確認)</p> <p>不足資料はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、ただ今より平成22年度第1回消防委員会を開会させていただきます。</p> <p>出席職員の紹介につきましては、お手元の席次表のとおりでございますので、紹介は省略させていただきます。</p> <p>それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。</p>
佐久間市長	<p>はじめに、佐久間市長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>消防委員会開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆さまには、会議開催の案内から期間の短いなか、公私ともお忙しいところ出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これまでも、消防委員会では消防団の統廃合や消防庁舎の問題など、消防に関する重要事項についてご意見をいただき、行政運営を行ってまいりましたが、このたび「富津市消防委員会条例の一部を改正する条例」を市議会に提案するに当たり、意見を求めるため開催させていただきました。</p> <p>改正内容につきましては、事務局より説明いたさせますが、委員会の設置に係る重要な条例でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>高橋総務課長 平野委員長</p>	<p>以上 簡単ではありますが、開会の挨拶といたします。 次に、平野委員長よりご挨拶をいただきます。 委員の皆様には、公私ともお忙しいところ急な開催にも関わらず、出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日の議題は「富津市消防委員会条例の一部を改正する条例」を市議会に上程することに伴い、消防委員会に諮問がありましたので開催することとなりました。</p> <p>消防委員会の設置について、書かれている条例の改正でありますので、忌たんのない発言をお願いします。</p>
<p>高橋総務課長 森消防長</p>	<p>簡単ではありますが、委員長のあいさつといたします。 議題に入ります前に、本年度より消防長に就任いたしました、森消防長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>消防委員の皆様には、日頃から厚いご支援とご協力を賜り心より御礼申し上げます。</p> <p>ご紹介のありましたとおり、松井前消防長の後を引き継ぎまして、本年度より消防長に就任いたしました。</p>
<p>高橋総務課長 平野委員長</p>	<p>委員の皆様には、今後とも消防行政に一層の、ご尽力を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではありますが消防長の挨拶といたします。</p> <p>それでは、富津市消防委員会条例第7条第1項の規定により議長を委員長をお願いいたします。</p> <p>本日の委員会会議につきましては、富津市消防委員会条例第7条第2項の規定により委員定数の半数以上が出席されておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>最後まで円滑な議事進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本委員会は富津市情報公開条例第23条第4項の規定により、会議録の作成が義務付けられておりますことから、会議録署名人を指名いたします。</p> <p>お手元に配布してございます消防委員会委員名簿順に2</p>

<p>高橋総務課長</p>	<p>名を指名することとしておりますので、今回は、萩野委員、大草委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>これより、議事にはいります。</p> <p>本日の議題は1件であります。</p> <p>「富津市消防委員会条例の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、「富津市消防委員会条例の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>資料は、新旧対照表、現行の条例、改正後の条例案及び地方自治法抜粋を準備しておりますが、主に新旧対照表により説明をさせていただきます。</p> <p>はじめに、改正前（現行）の条例につきまして内容説明をいたします。新旧対照表左側をご覧ください。</p> <p>この条例は、第1条にありますように「本市における消防の充分なる発展に資し、もって消防行政の円滑なる運営を図るため」昭和46年に制定されました。</p> <p>第2条では会の名称を「富津市消防委員会」とすることについて規定しております。</p> <p>第3条で委員会の権限として</p> <p>第1号に 消防に関する重要事項について市長の諮問に答え又は市長に意見を述べる。</p> <p>第2号に 消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善、その他消防に関して議会に意見を述べる。こととされております。</p> <p>第4条で委員会の組織について、選出区分、定員について規定されておりますが、第2項では議会議員から選出される委員について、議会の議決を経て定めることとされており、第3項では、委員長事故あるときの職務を代行する</p>
---------------	--

委員をあらかじめ定めることが規定されています。

第5条で委員の任期を2年とし、その職にあるため委員となった者の任期は、その在職期間としております。

第2項は昭和58年の一部改正で追加されました。

第6条では、第1項で招集は市長が行うこととし、第2項で定例会として毎年1回招集することとしております。

第3項で臨時会について規定しており、委員の3分の1の要求で委員会を開催することとしております。

第7条で会議の議長を委員長が当たること、半数の出席で会議が成立することが規定されております。

第8条では、議事について出席委員の過半数で決すること。

第2項で書記をして議事録を調整させることが規定されております。

第9条で書記の任命及び任務について

第10条は雑則として 条例の委任について規定しております。

以上が現行条例となりますが、改正案の説明の前に、地方自治法の抜粋をご覧ください。

初めに 下から4分の1のところに委員会・委員の設置という見出しで 第138条の4を抜粋しております。

第3項 をご覧ください。

「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」とあり、消防委員会は、この地方自治法第138条の4第3項の規定による機関となり、執行機関の長(市長)

からの諮問等により会議を開催することとなります。

その上の第96条は、地方公共団体の議会が議決すべき事件について規定されておりますが、現行の消防委員会条例第4条第2項に規定している議会の議決を経て委員を定めることについては、第96条第2項の規定によるものと解されますが、現状では他の附属機関と同様の扱いになっております。

それでは、この設置の根拠、議決事件について、地方自治法に基づくものであることを確認し、改正案の説明をさせていただきます。

新旧対照表の右側をご覧ください。

初めに第1条の設置であります。機関の設置について根拠法令を規定することが一般的であることから、「本市における消防行政の円滑な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、富津市消防委員会を置く。」と規定し、現行の第2条の名称を合わせて、第1条といたしました。

第2条は、所掌事務を規定しました。

本文では、委員会は市長の諮問に応じ、審議しその結果を答申するとして役割を明確化したものであります。

審議事項としては、第1号として、消防に関する重要事項に関する事。第2号として、消防団員の服務及び待遇に関する事。といたしました。

第3条第1項で委員の人数を9名、第2項で第1号から第3号に区分及び人数を規定し、市長が委嘱するものとしたしました。

第4条は現行の第5条の条名を変更、文字の整理を行いました。

第5条では、委員長・副委員長について規定しております。

	<p>これまで、委員長の職務代理については「あらかじめ定める委員」となっておりましたが、改正後は副委員長として、委員長と同じく委員の互選により定めることといたしました。</p> <p>第6条は会議について規定しております。</p> <p>会議はこれまで市長が招集することとなっておりますが、これを委員長が招集することに改め、定例会、臨時会を削除しました。</p> <p>第7条では報酬及び費用弁償について、これまでも「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の定めるところにより、支出しておりましたが、今回の改正に合わせ条文として規定しました。</p> <p>第8条では、委員会の庶務について、第9条では委任について規定し、これまでの10条から9条立てに改めるものであります。</p> <p>以上で説明を終了いたします。</p>
平野委員長	説明が終わりました。
渡辺委員	<p>質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>この案の第2条では、「委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。」となっておりますが、諮問がなければ消防委員会を開催することができないように読めてしまいます。</p> <p>先ほど説明のあった、地方自治法第138条の4第3項では、「執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」となっております。</p> <p>これまでの役割も考えると、諮問に応じるだけでなく、調査などの項目を入れて、消防委員会が調査機関としての役割をしても良いと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>ただ今、渡邊委員よりご質問がありましたが、参考まで</p>
森消防長	

	<p>に袖ヶ浦市消防委員会条例の第2条に「委員会は、消防本部・消防署及び消防団に関する重要事項につき、調査審議し市長の諮問に応ずるものとする。」というような表現もございます。</p> <p>事務局といたしましては、例規担当と調整をし、ご質問のありました意見を反映させる形で、進めさせていただきたいと思います。</p>
平野委員長	<p>この条例案については、まだ検討されるということによろしいですか。</p>
森消防長	<p>先ほど、事務局よりご説明いたしました条例案について、条文の表現等についてご意見がありましたので、例規担当と調整をさせていただきたいと思います。</p>
平野委員長	<p>それでは、ここで暫時休憩といたします。</p>
平野委員長	<p>< 暫時休憩 ></p> <p>会議を再開いたします。</p>
	<p>先ほど、渡辺委員よりご質問のありました件につきましては、例規担当と協議し結論を出していただくということによろしいでしょうか。</p>
全員	<p>異議なし</p>
平野委員長	<p>他に質問等ございませんか。</p>
萩野委員	<p>最終的に、この条例はいつから施行するのでしょうか。</p>
高橋総務課長	<p>公布日より施行いたします。</p>
平野委員長	<p>以上で、この議件を終了いたします。</p> <p>長時間にわたり慎重審議いただきありがとうございました。</p> <p>せっきかくの機会ですから委員の皆さま、他に何かございませんか。</p>
全員	<p>< 意見等なし ></p>
平野委員長	<p>それでは、特に質問等も無いようですので、これを持ちまして、議長の職を解かさせていただきます。</p>

<p>高橋総務課長 佐久間市長</p>	<p>以上で本日の、議題を終了し消防委員会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会に際しまして、市長よりごあいさつをお願いします。</p> <p>閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、「消防委員会条例の一部を改正する条例」についてご審議をいただいたところですが、条文の表記や内容についてご意見がありましたので、例規担当と調整をいたしまして、その結果を平野委員長に申し上げ、委員会を改めて開催するか、あるいは文書でご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、ごく僅かな時間での調整を図らなければなりませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>今後とも、消防行政にご理解とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます閉会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>高橋総務課長</p>	<p>以上をもちまして、平成22年度第1回富津市消防委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>< 閉会 ></p>